

令和6年度全日本少年少女武道（柔道）錬成大会（6.8.4）

（公財）日本武道館

（公財）全日本柔道連盟

本大会は、発育途上の小学生の大会であることを常に念頭に置き、特に危険防止、安全確保に最大限配慮するとともに、大会趣旨に則り礼法を正しく行うこと、姿勢、組み方などについてもより一層のご配慮をお願いいたします。

〔I〕国際柔道連盟試合審判規程「国内における少年大会特別規程」

国内における少年（中学生以下）の試合は、国際柔道連盟試合審判規程に則って行われるが、安全面を考慮し、次の条項を加えて行うものとする。

第17条（抑え込み）

附則として次を加える

寝技の攻撃・防御において、脊椎及び脊髄に損傷を及ぼす動作と判断したときは「待て」とする。

第18条 禁止事項と罰則

指導（軽微な違反）

1. 立ち姿勢で相手の後ろ襟、背部又は帯を握ること。
ただし、技を施すため、瞬時的（1, 2秒程度）に握ることを認める。
（注）中学生は、試合者の程度に応じて、後ろ襟を握ることを認める。
2. 両膝を最初から同時に畳について背負投等を施すこと。
3. 関節技及び絞技を用いること。
4. 無理な巻き込み技を施すこと。
5. 相手の頸を抱えて大外刈、払腰などを施すこと。
6. 小学生以下が、裏投を施すこと。
7. 「逆背負投」（通称）の様な技を施すこと。
8. 両袖を持って投げ技を施すこと。

反則負け（重大な違反）

1. 攻撃・防御において、故意に相手の関節を極めること。

（附則）

指導（軽微な違反）

1. [相手の後ろ襟、背部又は帯を握ること] 関係

- ① 「後ろ襟」とは、柔道衣を正しく着用したときの頸の後ろ側（うなじあたり）の範囲をいう。試合者の一方が後ろ襟を握った後、その襟を引き下げて側頸部にずらした場合でも「後ろ襟」とみなす。
- ② 「背部を握る」の範囲は、目安として肩の中心線に手首がかかるような状態をいう。背部を握った後、柔道衣をたぐりよせて釣り手の一部の指が後ろ襟の内側を握る状態になっても背部とみなす。特例として「後ろ襟、又は背部を握った」状態で、通称ケンケン内股等（内股に限らずケンケンとなる大内刈や大外刈等）をかけることは、[瞬時的（1, 2秒程度）]の事項を適用せず、また、その後、連絡した技や変化した技についても、技の効果が途切れるまで継続を認める。

2. [両膝を最初から同時に畳について背負投等を施すこと。] 関係

両膝を最初から畳につくとは、膝の外側部、内側部も含む。同時はもちろん、ほとんど同時と見なされる場合も含む。技が崩れた結果である場合は反則としない。

3. [関節技及び絞技を用いること。] 関係

- ① 寝技の攻撃・防御において、脚を交差して相手を制しているだけの状態は、三角絞とはみなさない。抑え込もうと脚を交差して相手を制止した後、絞まっている状態あるいは脊椎及び脊髄に損傷を及ぼす動作と判断した場合は、受傷を防ぐために、早めに「待て」とする。また、通称「三角固」の体勢となった時点で、危険な状態ではないと判断しても、交差している脚を直ちに解かなければ「待て」とする。交差していた脚を直ちに解けば、寝技の攻撃・防御は継続となる。
- ② 故意ではなかったが、絞技および関節が極まった場合は、「待て」とする。

4. [無理な巻き込み技を施すこと。] 関係

「無理な巻き込み」とは、軸足のバネを利かすことなく、体を利用して倒れ込むようにして巻き込んだ技をいう。技が崩れた結果である場合は反則としない。

5. [相手の頸を抱えて施す大外刈、払腰などを施すこと。] 関係

「相手の頸を抱えて施す大外刈、払腰等」とは、明らかに腕を相手の頸に巻きつけて施した場合のみをいう。

7. [「逆背負投」(通称)の様な技を施すこと。] 関係

例えば一方の試合者が右組み、他方の試合者が左組みの体勢から、右組みの試合者が、正しく組んだ釣り手側の前襟を両手で握りながら、右足前回り捌き又は、左足後回り捌きで技を施し、相手を左方向に一回転させながら捻りを加えて、背中、又は頭から投げ落とす様な技をいう。但し、背負投を施して、相手が技を防御するために反対の肩越しに落ちた場合は含まない。

8. [両袖を持って投げ技を施すこと。] 関係

相手の両袖を左右それぞれの手で持ったまま袖釣込腰、大外刈、外巻込等の技を施した場合をいう。但し、相手の片袖を持って、相手に自身の片袖を持たせたまま内股等の技を施した場合は含まない。

改廃

本規程の改廃は、審判委員会において協議し、理事会の承認を得て行う。

付則 この申し合わせは、平成 22 年 5 月 1 日から実施する。

この申し合わせは、平成 23 年 6 月 14 日から部分変更して施行する。

この申し合わせは、平成 27 年 3 月 31 日から改正し、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

この申し合わせは、平成 27 年 11 月 30 日から申し合わせを特別規定として改正し、施行する。

この特別規定は、平成 30 年 3 月 1 日から改正し、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この特別規定は、令和 3 年 3 月 15 日から特別規程と改正し、施行する。

この特別規程は、2022 年 1 月 24 日から改正し、2022 年 4 月 1 日から施行する。

この特別規程は、2023 年 12 月 8 日から改正し、2024 年 4 月 1 日から施行する。

〔Ⅱ〕本大会の申し合わせ事項

1. 審判規定

国際柔道連盟試合審判規程及び国内における少年大会特別規程による。

勝敗の決定基準は「一本」「技あり」「僅差」とする。「僅差」とは、双方の選手間に技による評価(技あり)がない、または同等の場合、「指導」差が2以上あった場合に少ない選手を「僅差」による優勢勝ちとする。得点差がなく、かつ「指導」差が1以内の場合は「引き分け」とする。

2. 試合時間

2分(ロスタイムはとらないものとする。ただし、審判員が必要と認めた場合を除く)

3. 団体戦の勝敗

トーナメント方式で行い、各試合場で勝ち残ったチームがブロック決勝戦を行う。

① 勝者数の多いチームを勝ちとする。

② ①で同等の場合は、「一本」(それと同等の勝ちを含む)による勝者数の多いチームを勝ちとする。

③ ②で同等の場合は、「技あり」による勝者数の多いチームを勝ちとする。

④ ③で同等の場合は、チームにより選出された選手による代表戦を行い、試合時間は2分間とする(延長戦は行わない)。得点差がなく、かつ「指導」差が1以内の場合は、旗判定で勝敗を決定する。

4. 危険防止のための申し合わせ

場外際などで審判員が危険と判断した場合は早めに「待て」の宣告をする。

以 上